

- 広域防災拠点施設の選定にあたり、広域防災拠点を運用する際の基本的な考え方を整理した。開設基準、開設手順、運用方法等の基本的な考え方を以下に示す。
- 本資料に示す運用方法は、基本的な考え方であり、各拠点の実情に応じて詳細な運用方法について検討すること。

## ■開設基準

- 広域防災拠点は、以下の基準に該当する大規模災害が発生した場合に開設する。
  - ・長野県災害対策本部「**全体体制**」が発令されたとき
  - ・長野県災害対策本部「**緊急体制**」が発令されたとき
  - ・長野県災害対策本部「**非常体制**」が発令され、知事が必要と認めたとき
  - ・その他、知事が必要と認めたとき

## ■広域防災拠点開設の考え方

- 原則、震度分布や浸水範囲等から、概ね被災地外に立地していると思込まれる配置ゾーンの広域防災拠点施設を開設とする。
- 広域防災拠点は、陸路、空路の交通アクセスに優れ、拠点として十分な機能を有する「松本ゾーン」を優先的に開設する。ただし、「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」を優先的に開設する。
- 広域防災拠点施設は、各配置ゾーン毎に開設順位(優先順位)を予め設定する。
- 施設管理者と広域防災拠点の開設、費用負担等について予め協定を締結する。
- 実際の被災状況を踏まえ、施設管理者と協議の上、各配置ゾーンの広域防災拠点施設を必要に応じて開設する。
- 開設にあたり、特定の施設管理者へ負担が集中するのを防ぐため、同一管理者の施設に開設する拠点が集中しないよう配慮する。
- 市町村が防災拠点として開設する場合は、原則、県は広域防災拠点として開設しない。
- 発災後に利用可能な被災地域内の広域防災拠点施設については、必要に応じて被災地域内の防災拠点として活用することを妨げない。

# 広域防災拠点運用の基本的な考え方(2/2)

## ■開設の手順

- 県災害対策本部室(広域防災拠点担当)は、広域防災拠点施設を開設するときは、施設管理者に対し、文書で要請する。ただし、緊急を要する場合、口頭、メール、ファクシミリ等で要請する。
- 広域防災拠点施設は、**地方部が派遣した職員**と施設管理者が連携しながら、開設する。

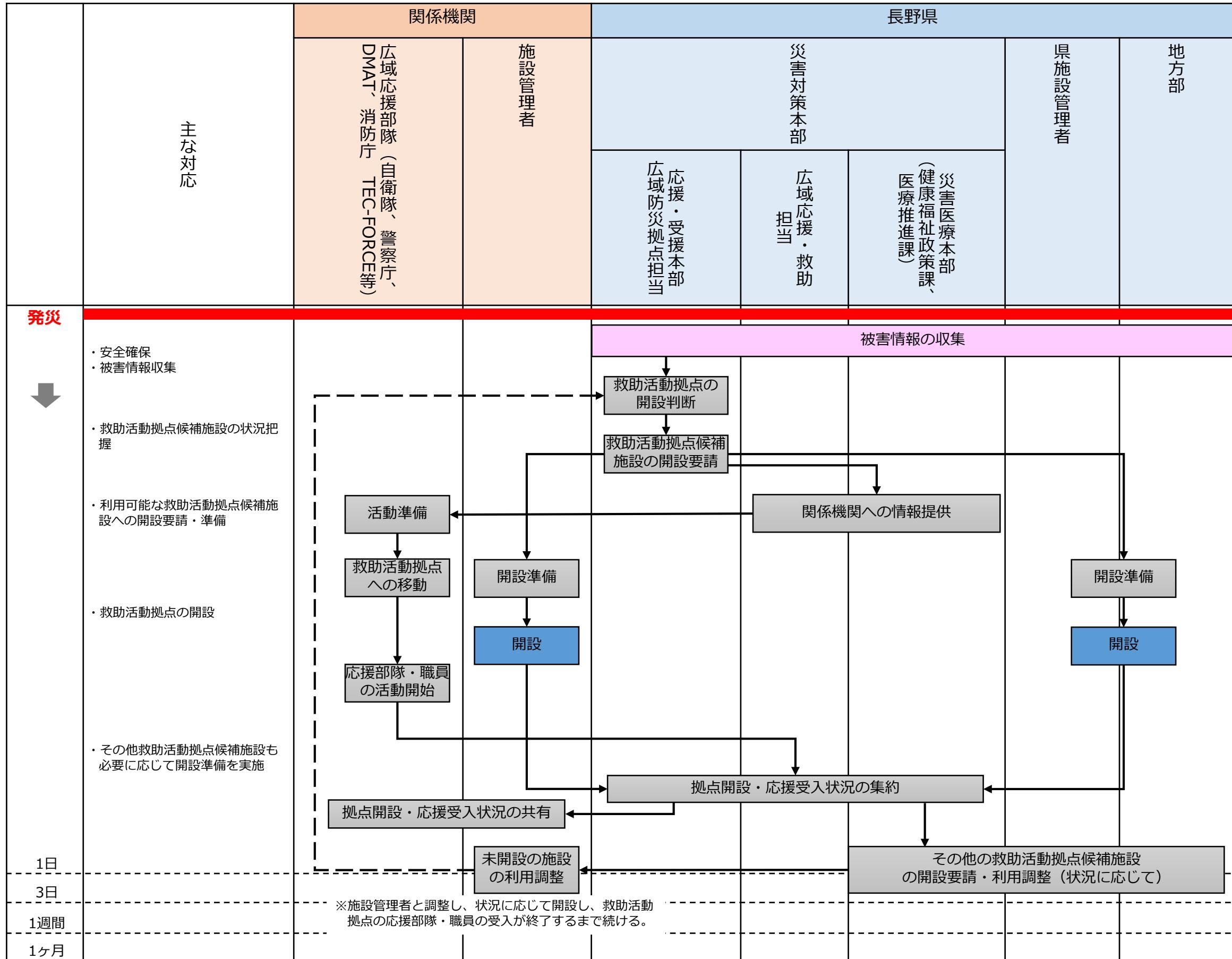
## ■広域防災拠点の運用

- 広域防災拠点施設を利用する部隊等との連絡・調整、施設利用に係る施設管理者との調整については、県地方部から派遣された職員が実施する。  
**<部隊等と共有する情報(例)>**
  - ・県内の被災状況
  - ・広域防災拠点の状況(被災状況、開設の有無等)
  - ・交通情報(道路の被災情報、渋滞情報、空路による進出に係る情報等)
  - ・関係機関の活動状況 等
- 広域防災拠点間の調整については、県災害対策本部室(広域防災拠点担当)が行い、派遣職員へ指示する。ただし、同一ゾーン内における広域防災拠点間の軽微な調整については、県災害対策本部の指示を待たずに各派遣職員間で調整を行い、結果を県災害対策本部に報告する等、柔軟に対応する。
- 広域防災拠点運用に係る費用に関しては、原則、県にて負担する。

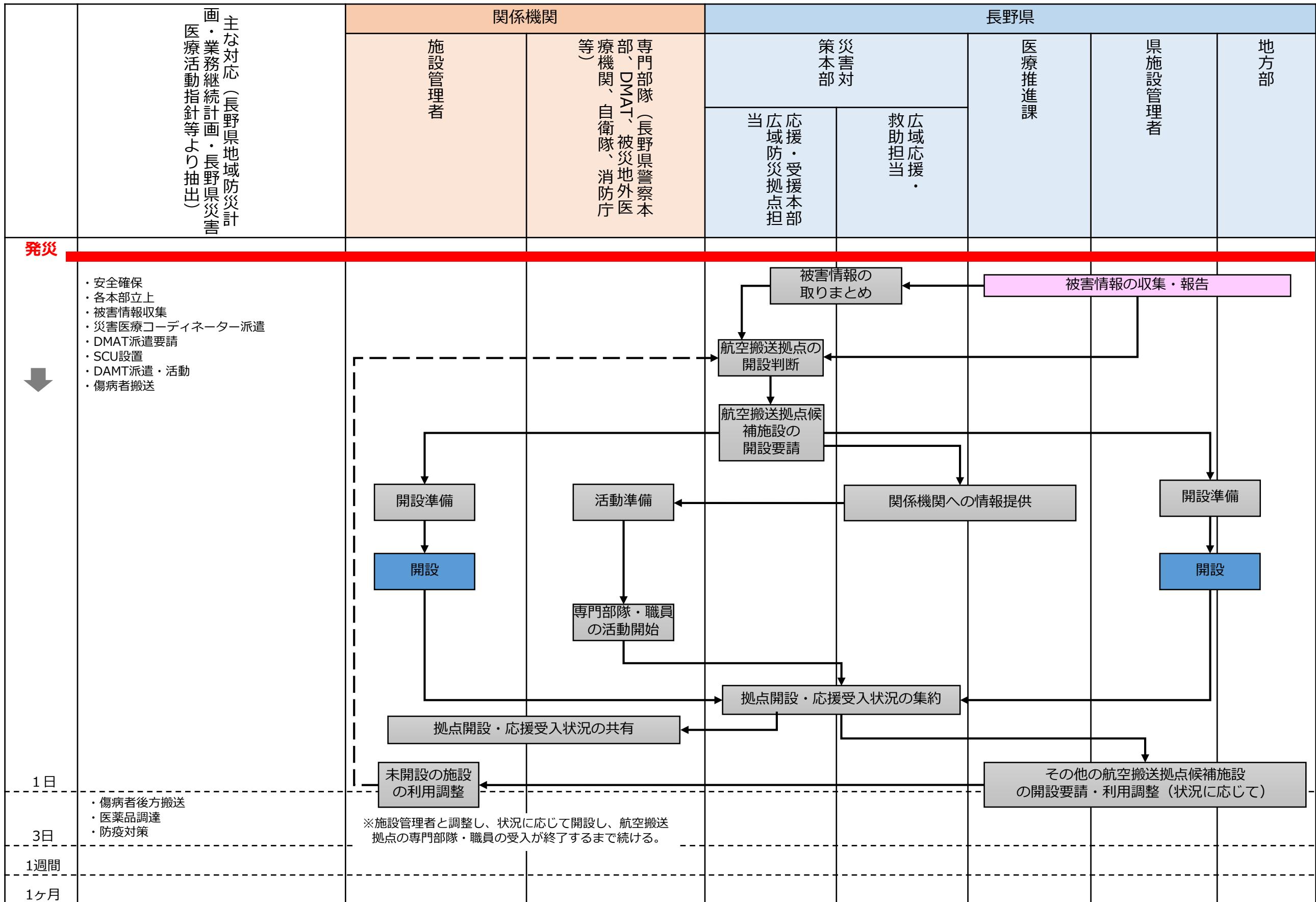
## ■広域防災拠点の閉鎖

- 県災害対策本部室は、広域防災拠点の閉鎖基準に該当すると認める場合には、広域防災拠点を閉鎖し、活動を終了する。  
**<広域防災拠点の閉鎖基準(案)>**
  - ・本部長が、県において災害が発生するおそれなくなったと認めるとき
  - ・本部長が、おおむね災害応急対策を終了したと認めるとき

■ 発災直後の被害情報の収集、救助活動拠点候補施設の施設管理者との施設の利用調整、応援部隊・職員の受入までの基本的な手続きを示す。



■災害直後の被害情報の収集、航空搬送拠点候補施設の施設管理者との利用調整、専門部隊の受入までの基本的な手続きを示す。



■ 発災直後の被害情報の収集、広域物資輸送候補施設の施設管理者との施設の利用調整、応援物資受入までの基本的な手続きを示す。

